
監 査 委 員 公 表

那監公表 第 3 号
平成 26 年 6 月 16 日

那覇市監査委員	新城	和範
同	宮里	善博
同	翁長	俊英
同	亀島	賢二郎

平成 25 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 25 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市議会議長及び那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成25年度定期監査（後期）の結果に伴う措置状況について

市民文化部

市民生活安全課

効果的な補助事業の執行について（注意事項）

那覇市自治会等保安灯電気料相当額補助金は、自治会等が負担する保安灯に係る電気料を算定基礎として、自治会等の活性化に資することを目的とする事業に対し交付するものである。しかし、自治会の活性化事業に対しては、まちづくり協働推進課からも別途、補助金が支出されている。

自治会の活性化事業に対して異なる部署で補助金を支出することは事務事業を効果的に進めるという観点から適切でなく、所管のあり方も含め補助事業の執行の見直しを検討されたい。

注意事項に関する措置

当該補助事業は、保安灯の設置により全市的な防犯を進めるため、より多くの保安灯設置につなげることを目的に保安灯の維持管理を行っている団体の負担軽減を図り、安全で住みよいまちづくりを進める事業です。

さらに当該補助金により、保安灯の維持管理を行う団体の経費負担が減り、活動が活性化されることも目的の一つであります。

当該事業補助の対象団体には、委託を行っている自治会以外の団体や通り会など様々な形態があり、防犯関係の所管である当課において事業実施を行っています。

注意事項については、自治会担当課の「まちづくり協働推進課」とも補助金について意見交換を行い検討したいと考えます。

まちづくり協働推進課

委託料の支払方法について（是正事項）

那覇市連絡事務委託料は、行政連絡事務を自治会に委託することにより、市政の円滑な運営を図ることを目的として、資金前渡により支払われている。経費を職員に前もって交付し支払先に支出する資金前渡は支出の特例であり、資金前渡のできる経費を規定した那覇市会計規則第54条には委託料は含まれていない。当該規則を遵守し、適正な予算の執行に努められたい。

是正事項に関する措置

那覇市連絡事務委託料の支払については、同委託料の性質を検討した結果、平成26年度より、前金払いにて行うこととします。

文化振興課

伝統芸能・文化の継承発展補助事業について（要望事項）

伝統芸能・文化の継承発展補助事業は、地域の歴史と深く関わる伝統芸能・文化の継承発展に取り組む文化団体等に対する経費等を補助するものである。

平成 25 年度の交付先団体への補助対象経費は、主に赤毛・タスキハチマキ、少年獅子衣装、三線セット等の物品である。当該事業の補助金交付要綱に基づき、1 件当たり 50 万円以上の取得財産等については、取得財産等管理台帳を備えることとしている。

50 万円未満の取得物品についても、口頭で管理指導を行っているが、継続かつ効果的に管理できるよう文書にて指導され、補助事業による取得物品が適切に管理されるよう努められたい。

要望事項に関する措置

50 万円未満の取得物品についても、購入備品一覧表にて提出を義務化し、適切に管理出来るように、平成 25 年度の交付先団体にも平成 26 年 4 月 16 日付け購入備品一覧表の提出を依頼し、提出頂いております。

議会事務局

議会事務局（庶務課・議事管理課・議事調査課）

(1) 公印改廃の事務決裁について（注意事項）

平成 23 年度後期定期監査で指摘を受けて、議会事務局の公印の改廃が行われた。那覇市議会公印規程第 6 条で公印の改廃については、議長決裁と規定されているにも関わらず、事務局長決裁で処理されていた。当該規程を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

注意事項に関する措置

今後、那覇市議会公印規程に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

(2) 議員への事務連絡方法について（要望事項）

本市議会議員の大半が事務連絡用として、議会事務局で賃借しているファクシミリを希望する議員に貸与している。パソコンや携帯電話等が普及している状況において、自宅内外で受信できる電子メールは利便性が高い。ファクシミリで行っている事務連絡手段について、事務の効率性・経済性の観点から、他の電子通信機器を含めて見直しを検討されたい。

要望事項に関する措置

議員への事務連絡の手段については、議員の要望を確認しファクシミリや、携帯電話等に対応しているところです。現在、議会事務局が議員に貸与しているファクシミリは 24 台となっており、今後どのような通信手段が可能か議員の要望を踏まえ検討してまいります。

上下水道局

総務課

予定価格調書等の作成年月日未記載について（注意事項）

上下水道局における契約事務全般について（工事契約を除く。）予定価格調書、最低制限価格調書の作成年月日の未記載が散見された。いずれの調書にも日付欄のないことが原因と思われる。契約事務の透明性確保の観点から、各様式の見直しと併せてマニュアルを整備し適切な事務処理に努められたい。

注意事項に関する措置

予定価格調書等の様式はすでに平成25年7月に変更し日付欄を設けております。また市長事務部局の契約事務マニュアルを活用し適切な事務処理に努めてまいります。

料金サービス課

水道メーター検針業務の自治会への委託について（要望事項）

水道メーター検針業務の一部については、「行政と市民との協働のまちづくり」の観点から、各自治会の活動が活性化される等の目的で、4ヶ所の自治会との随意契約となっている。

自治会に支払われた委託料については、すべて検針従事者に対する報酬となっていることから、自治会の活性化に寄与するという契約の趣旨に照らし妥当かどうか、契約のあり方について検討されたい。

要望事項に関する措置

本局では、水道メーター検針業務の一部について「行政と市民との協働のまちづくり」の観点から、希望のあった4ヶ所の公営住宅自治会と個別に業務委託契約を締結しております。

平成26年7月からは希望のある2ヶ所の公営住宅自治会が加わり、合計

6 自治会になる予定です。

契約のあり方については、同委託業務の意義等を仕様書に記載することで自治会の活性化に寄与するという契約の趣旨を明確にしたいと考えております。

検針業務従事者である自治会長や会員が、検針業務をとおして、公営住宅居住者への声かけや1人世帯者の安否確認を行うなどにより、住民同士の交流を図ることで、自治会加入者数を促進するなど自治会の活性化に寄与できるものと考えています。

工務課

予定価格調書の適切な保存について（注意事項）

図面用複写機賃貸借契約は、入札手続きを2回行っている。第1回目は入札日の前日までに全指名業者が辞退したことから入札に至らず、第2回目で落札している。第1回目入札の予定価格調書について、当該文書は誤って廃棄されたということである。予定価格調書は、契約関係の書類として重要であり上下水道局文書取扱規程第41条により5年間保存することとされている。文書取扱規程に基づいた適切な文書管理に努められたい。

注意事項に関する措置

今後はこのようなことがないように留意し適切な文書管理に努めます。
（総務契約検査係）

下水道課

土地物件収益に係る収入調定及び収入について（注意事項）

土地物件収益に係る収入調定及び収入のうち、美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分とその他の貸付分に係る収入調定及び収入の方法が異なっている。美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分に関しては、納入義務者からの収入があった時点で直接、収入調定及び収入の事務処理を行っている。その他の貸付分に係る土地物件収益については、下水道用地として収納すべき分と一般会計が収納すべき土地に係る分が混在しているとの理由により、3月に一般会計への納付分と下水道用地分を確定している。しかし、その他の貸付分10件中7件は、下水道用地単独の貸付分であり、美栄橋雨水ポンプ場予定地の貸付分と同様の収入調定及び収入の方法が可能である。

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の規定に基づき、適切な収納事務を行われたい。

注意事項に関する措置

平成26年度から土地物件収益に係る収入調定については、収入がある時点で、下水道用地は土地物件収益、法定外用地は預り金として収入調定を行い、下水道用地と法定外用地が混在している箇所についても、面積に応じて土地物件収益と預り金に分けて収入調定を行ってまいります。

また、法定外用地分の収益は、まとめて年度末に本庁の一般会計への繰入れを行ってまいります。